

破傷風（アジュバント加）トキソイド

平成 2 3 年 1 2 月 8 日 (告示第 2 3 3 6 号) 一部改正

動生剤基準の破傷風（アジュバント加）トキソイドの 3.3.3、3.3.8 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の破傷風（アジュバント加）トキソイドの 3.1.2 の規定を準用して試験を行うものとする。